

農委第 1 7 0 号

令和 6 年 9 月 2 6 日

上山市長 山 本 幸 靖 様

上山市農業委員会

会長 木 村 辰 也

令和 7 年度上山市農林施策に 関する意見・要望書

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動に格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年、凍霜害や局地的な降雹など、気候変動の影響と考えられる被害が果樹を中心に毎年発生しており、特に本年のさくらんぼについては、高温の影響等により、収穫量が大幅に減少しております。また、国際情勢の不安定化や円安の影響等による原油、原材料、資材価格の高騰等により、本市の基幹産業である農業は極めて厳しい状況下にあり、営農意欲等が減退し、営農を断念される農家が増えることが危惧されます。

市におかれましては、農業者が今後も安心して営農を継続できるよう、各種の支援策及び所要の予算措置に、特段の御配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

< 農地等の利用の最適化の推進に関する施策について >

1 農地の有効利活用について

農家の高齢化、後継者不足などにより遊休農地が増加しており、特に最近では、基盤整備済みの水田や樹園地に遊休農地が見受けられるようになりました。農家の年齢構成を考えると、ますます増加することが懸念されます。

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の改正により将来の農地の利用を明確化する地域計画を令和7年3月末までに市町村が策定することが義務付けられ、現在、農業委員会においては目標地図の素案の作成を進めているところでありますが、地域計画の策定にあたっては、農業者や関係団体からの意見等を踏まえ、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、計画の達成に向けて引き続き本農業委員会と連携しながら農地の有効利活用を推進くださるようお願いいたします。

また、東・宮生地区での基盤整備の実施に向けて上山南部地区農地整備推進協議会が設立されておりますので、基盤整備事業の円滑な推進について特段のご配慮をお願いします。

< 農林業施策について >

2 農林関係の補助金について

国際情勢の不安定化等により、農業生産に欠かすことのできない燃料や飼料、肥料など各種生産資材の価格や農業用機械の価格も上昇しており、農業経営を強く圧迫しております。

各種機械の購入に対する補助制度について予算及び補助額の増額をお願いします。

3 水田の利活用について

水田活用の直接支払交付金については、今後、令和8年度までに一度も水張りが行われていない場合は、交付対象外となる方針が示されておりますが、中山間地域を中心に水張りができない水田が多く、交付対象外となることに伴い遊休農地の増加が懸念されますので、今後の水田利活用に対する支援等について特段のご配慮をお願いします。

また、今後、水田の畑地化の取組みの増加が見込まれることから、畑地化促進事業の予算の確保等について国への働きかけをお願いします。

4 有害鳥獣対策について

カラスやサル、イノシシ等による農作物の鳥獣被害が年々増加しております。有害鳥獣対策には電気柵が有効であることから、設置補助について通年受付及び予算を確保するとともに、広域の取組への支援をお願いします。

5 新規就農者への支援について

農業従事者の減少に歯止めをかけるためには、親元就農、新規参入に関わらず、将来の担い手を確保することが重要であることから、地域の一員となる農業後継者の確保と育成について支援の拡充をお願いします。

特に、新規参入者は営農開始にあたり多額の初期投資や技術習得が必要であり、経営が不安定になりがちなことから、市独自の支援について検討くださいますようお願いいたします。

6 中山間直接支払制度について

中山間直接支払制度については、高齢で耕地の草刈作業が困難な方が交付金の個人配分を活用して他の人に作業を委ねることができるなど、中山間地で農業を営むには欠かせない制度となっておりますので、予算の確保、事務の簡素化等について国への働きかけをお願いします。

7 上山市農地マップの作成について

近年、高温障害や凍霜害をはじめとする自然災害が多発しており、新規就農者が生産する農産物の品質向上や経営の安定化を図っていくためには、新規就農者が希望する作物の栽培適地に誘導していくことが重要になってきますので、市内における農地マップを作成くださいますようお願いします。

8 異常気象への対応について

近年、異常気象による農作物への被害が多発しており、特に令和5年は前例のない記録的な猛暑に見舞われ農作物の品質低下や収量減少により農業経営に大きな影響が発生しました。地球温暖化が進む中でこのような異常気象は今後も発生することが想定されます。

被害を受けた農家が意欲をもって次期作に取り組み、安定的な営農継続と産地の維持を図るため、高温対策等に係る技術の周知及び指導者の確保、遮光設備設置や開閉式雨よけハウス整備など高温対策への支援、凍霜害・高温障害に対応するための移植や作物・品種転換への支援をお願いいたします。